

公立大学法人首都大学東京に係る中期目標期間の業務実績評価について

中期目標期間の業務実績評価について

1 中期目標に係る業務の実績に関する評価

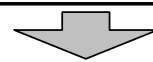
地方独立行政法人法（以下「法」という。）第30条の規定では、地方独立行政法人以下「法人」という。）の中期目標期間における業務実績については、評価委員会の評価を受けなければならないとされている。【 1】

2 中期目標の期間の終了時の検討

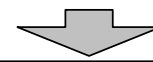
設立団体の長は法第31条の規定により、法人の中期目標期間の終了時において法人の業務を継続させる必要性等の検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講じなければならない旨規定されている。【 2】

〔評価の目的〕

業務継続の必要性を検討し、**評価結果を次期中期目標・計画に反映させる**ことで、公立大学法人首都大学東京が自主的に行う組織・業務全般の見直しに資する。
法人の組織の在り方、役員的人事及び業務運営方法を改善することで、より機動的・弾力的な執行体制を確保する他、必然的に次期中期目標期間における運営費交付金の算定根拠にもなりうる。



中期目標期間終了時の検討・評価では、次期中期目標・計画に間に合わない。



いつ、どのように中期目標期間の業務実績評価を行うか？

検討の方向性

〔実施時期〕

平成17から20年度までの4年間の業務実績について、平成21年度（中期目標期間の最終年度の前年度）に実施する。

次期中期目標・計画に評価結果を反映させるためには、**現中期目標期間終了前（次期中期目標策定前）の平成21年度に評価結果を明らかにする必要がある。**

また、法人の実態をより正確に踏まえた事前評価とするために、対象期間を**最大限4年間（平成17～20年度）**確保する。

〔実施方法〕

現中期目標・計画に対する業務の達成状況を調査分析したうえで、**中期目標期間を通じた事前評価を行う。**

国立大学法人と同様、法人が直近4年間の業務実績報告書を提出し、評価委員会がその時点での中期目標期間における総合的な評価を行う。

当該評価等に基づいた評価委員会の意見を、次期中期目標を策定する際の参考に資する。

法30条で義務付けられている「中期目標に係る業務の実績に関する評価」は、中期目標期間の終了時に別途実施する。

〔参考〕

地方独立行政法人法【 1】

〔中期目標に係る業務の実績に関する評価〕

第30条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況を調査し、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評価をして、行わなければならない。

東京都が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

〔中期目標期間の業務の実績の評価に係る事項〕

第8条 法人は、法第三十条第一項の規定により中期目標の期間における業務の実績について委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後三月以内に委員会に提出しなければならない。

地方独立行政法人法【 2】

〔中期目標の期間の終了時の検討〕

第31条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。

国立大学法人の動向

～『国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領』（平成19年4月6日、国立大学法人評価委員会策定）より抜粋～

〔実施時期〕

評価結果を各法人が自主的に行う組織・業務全般の見直しや次期中期目標・中期計画の検討に資するとともに、次期中期目標期間における運営費交付金の算定に反映させることができるよう、**第1期中期目標期間の終了に先立ち、平成21年度の早い時期に暫定的な評価結果を明らかにする。**（参考：国立大学法人第1期中期目標期間：平成16～21年度）

〔実施方法〕

平成16から19年度までの4年間の業務実績について**暫定評価を実施する。**

・教育研究の評価は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下、「機構」という。）に要請する。
・国立大学評価委員会は、各年度の評価結果を参照するとともに、教育研究に係る機構の評価結果を尊重し、中期目標期間の業務実績全体について総合的な評価を実施する。

平成20年6月末まで	国立大学法人は直近4年間の業務実績報告書を作成
平成20年7月	国立大学法人評価委員会及び機構の書面調査
平成20年7月～8月	国立大学法人評価委員会のヒアリング
平成20年秋頃	機構の法人訪問調査
平成21年2月～3月	機構の評価案に対する国立大学法人の意見申立て 決定、公表
平成21年3月～4月	国立大学法人評価委員会の評価案に対する同意見申立て 国立大学法人評価委員会の評価案 決定、公表



文部科学省は上記の評価結果を基に、次期中期目標の策定や運営費交付金の算定を行う予定

第3回公立大学分科会における意見と今後の方向性

NO	第3回分科会における意見	今後の方向性
1	<p>【事前評価の必要性】</p> <p>本来は6年間の評価の結果を次期に反映しなければならないが、もう次期中期目標期間が始まっており反映できないため早目にやる。そう言う理屈でないと、中期目標期間終了時において、法人の業務を継続させる必要性の検討を長が判断できない話になってしまう。</p> <p>国立大学法人の評価は、教育研究の評価を独立行政法人大学評価・学位授与機構に要請する。機構の評価は既に始まっており、首都大学東京はスタートが1年遅れているため、来年は平成20年度の評価を終えて、平成20年度までの4年間の暫定評価を、もう1つ実施しなくてはならない。</p> <p>地方独立行政法人法30条と31条は法の不備であり、法律どおりにやったらやりようがなくなるため、むしろ法律の方を変えたらどうかと思う。</p>	<p>いずれも事前評価の実施を前提とした意見であり、当該評価の必要性そのものを問うような意見はなかった。このため、引き続き事前評価の実施に向けて、分科会の審議を継続していく。</p>
2	<p>【教育研究の評価】</p> <p>地方独立行政法人法では、中期目標期間の評価にあたって7年ごとの認証評価を活用することになっているが、認証評価を来年度中に行わない場合は、事前評価はどのように実施するのか。</p> <p>教育研究について専門別の第三者評価を行い、色々意見を分科会がもらって評価に反映していくようなことを検討してはどうか。</p> <p>認証評価はどのぐらいの教育研究水準にあるかではなく、最低限のレベル(ミニマム・リクワイアメント)を満たしているかどうかの評価であり、国立大学法人が暫定評価のために独立行政法人大学評価・学位授与機構に要請している評価とは異なる。</p> <p>この評価委員会で行うのは中期目標・中期計画の達成度に関する評価であり、仮に教育研究の水準を別途評価して加味するのであれば、重要な評価方法の変更となる可能性があるため、事前に大学側と協議をする必要がある。</p>	<p>国立大学法人が要請する評価とは法律上、中期目標期間における業務の実績のうち教育研究の状況について評価を受けるものである。国立大学法人評価委員会は中期目標期間における業務の実績の全体について総合的な評定を行うにあたって尊重することとされているが、地方独立行政法人法では、中期目標に係る業務の実績に関する評価を行うに当たっては、認証評価機関の評価を踏まえることとされている。</p> <p>認証評価とは、教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況等に関し、一定期間ごとに認証評価機関の評価を受けることが、法律上義務付けられているものである。</p> <p>しかし事前評価については法律上明確な規定がなく、事前評価時に認証評価を行うかどうかの最終判断は各設置団体に任されていると解釈される。</p> <p>認証評価については、学年進行の状況もあり、平成22年度に首都大学東京で予定しているが、産業技術大学院大学は認証評価機関が存在せず、産業技術高等専門学校は平成23年度以降の実施を検討している。このため、第1期の中期目標期間は平成22年度における首都大学東京の認証評価を期間終了時の評価に活用するにとどめる。</p> <p>事前評価時における教育研究評価の要請については現在想定していないが、国の動向等に留意しながら、必要に応じて法人との事前協議を行い調整していく。</p>

公立大学法人と国立大学法人の比較(評価の種類)

	評価の種類	法的根拠	評価の目的	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	今後の対応・課題等
公立大学法人 首都大学東京	東京都地方独立行政法人評価委員会(公立大学分科会)による評価	地方独立行政法人法第30条	中期目標の達成状況を調査・分析し、中期目標期間の業務実績全体について総合的に評定			第1期中期目標期間 年度評価	年度評価	年度評価	年度評価	年度評価	第2期 年度評価	・最終評価(中期目標期間の評価)結果により、必要に応じて次期中期目標・計画、運営費交付金を修正
	教育研究に係る評価(実施機関:なし)	規定なし	—	(実施予定なし)								・対応できる評価実施機関がない。 ・国の動向等を踏まえ、必要に応じて法人との事前調整していく。
	認証評価機関による認証評価	学校教育法109条第2項、123条	大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価機関による評価を受ける								認証評価を実施(首都大)	
国立大学法人	国立大学法人評価委員会による評価	独立行政法人通則法第34条第2項	中期目標の達成状況を調査・分析し、中期目標期間の業務実績全体について総合的に評定		第1期中期目標期間 年度評価	年度評価	年度評価	年度評価	年度評価	第2期中期目標期間 年度評価	年度評価	—
	教育研究に係る評価(大学評価・学位授与機構)	・独立行政法人通則法第34条第2項 ・国立大学法人法第35条 ・独立行政法人大学評価・学位授与機構法第16条第2項 ・中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領	・教育研究の状況について、 国立大学法人評価委員会からの要請 により実施 ・研究組織毎の現況を調査分析し、「 教育研究等の質の向上 」に係る中期目標の達成状況を評価					暫定評価 中期目標期間の評価	次期中期目標・計画、運営費交付金への反映	最終評価 中期目標期間の評価	適宜、目標・計画、交付金を修正	—
	認証評価機関による認証評価	学校教育法109条第2項、123条	大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価機関による評価を受ける	政令で定める期間ごとに各大学が実施								—